

差別的取扱いの禁止について

1. 現状

前回(平成11年)の制度改正において、公平性確保については、「発送電一貫体制の下で我が国において採るべき機能分離のための措置としては、紛争が生じた場合には行政が中立的に処理を行うことを前提に、一義的には電力会社の自主的な対応に委ねることが適当である。」と整理されている。当該整理に基づき、「適正な電力取引についての指針」において、「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」として、「電力会社は、自社電源と新規参入者の電源を対等に扱うことを明らかにするため、どのような手順で給電指令を行うかについての給電指令マニュアルをあらかじめ公表することとしているが、これに基づいて厳正に運用を行うことが」を求めており、各電力会社は新規参入者に適用される給電指令マニュアルを公表して対応している。

2. 今回手当すべき方向性

今後、自由化範囲が拡大し、競争基盤である送配電ネットワークを利用する多様な事業者が出現することに伴い、送配電ネットワーク利用の公平性・透明性に関する社会的信頼性の確保への要請が一層高まることになる。

こうした状況を踏まえると、差別的取扱いの禁止について、従来のような電力会社の自主的な対応のみならず、今後は、電力会社が法定化された社会的ルールの下で、差別的取扱いの禁止を実施していくことが必要ではないか。

送配電部門の、例えば以下のような行為は、託送についての特定の電気事業者に対する差別的取扱いその他これらの業務に対する不当な運営に該当し、これにより他の電気事業者の業務の適正な実施に支障が生じるため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、行政による命令が発動されるべきではないか。

禁止されるべき差別的取扱いについては、規制機関がガイドラインによって定めることが適切ではないか。

(1) 送配電部門の個別ルールの差別的な適用

地域間連系線増強に係る計画調整プロセス、系統アクセス検討、系統運用等において、一般電気事業者の発電・販売部門と新規参入者とを不当に差別的に扱った場合。

(2) 送配電部門が所有する情報の差別的な開示・周知

託送料金の改定、系統情報等の送配電部門が保有する情報の開示・周知において、一般電気事業者の発電・販売部門と新規参入者とを不当に差別的に扱った場合等。(料金改定については、一定の周知期間において託送料金の改定を実施する場合には、この限りではない。)

(3) 需要家への差別的な対応

送配電部門の停電対応(停電状況の問い合わせ、停電復旧の順序等)において、一般電気事業者の需要家と新規参入者の需要家とを不当に差別的に扱った場合。(なお、結果として、停電復旧の順序が異なること自体が問題であるわけではない。)

* 送配電部門の、個別ルールの運用や系統情報等の開示・周知については、一般電気事業者と新規参入者に共通して適用されるマニュアルを、中立機関が定めたルールに従って、あらかじめ作成し、公表し、それを遵守することが必要ではないか。